公立大学法人神戸市看護大学評価委員会運営要綱

平成 30 年 11 月 16 日

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例(平成30年神戸市条例第50号)第8条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすること が適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。 (傍聴人に対する指示)
- 第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、 退場を命じることができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会 において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って 非公開とすることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が委員会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。